

議案第 9 4 号

大口町温水プールの設置、管理及び運営に関する条例の一部改正について

大口町温水プールの設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 5 年 1 1 月 2 8 日提出

大 口 町 長      鈴 木   雅   博

(提案理由)

この案を提出するのは、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）及び地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の一部改正が平成 2 6 年 4 月 1 日に施行され、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町温水プールの設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例

大口町温水プールの設置、管理及び運営に関する条例（平成 7 年大口町条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 12 条関係）

大口町温水プール利用料金

| 区分             | 単位                                    | 金額      |
|----------------|---------------------------------------|---------|
| 温水プール<br>個人利用料 | 大人 1 回券                               | 300 円   |
|                | 小・中学生 1 回券                            | 100 円   |
|                | 幼児                                    | 無料      |
|                | 大人 11 回数券                             | 3,000 円 |
|                | 小・中学生 11 回券                           | 1,000 円 |
| 温水プール<br>専用料   | 大人 1 時間 1 コース<br>（1 時間未満は 1 時間とする）    | 1,640 円 |
|                | 中学生以下 1 時間 1 コース<br>（1 時間未満は 1 時間とする） | 820 円   |
| ロッカー専用料        | 1 個 1 月間                              | 1,020 円 |

備考

- 1 回数券は、紛失しても再発行しない。
- 2 温水プール専用利用者が大人と中学生以下で構成される場合の単位は、大人とする。
- 3 ロッカーの専用開始日が月の途中となる場合の専用料の起算日は、専用開始日が属する月の 1 日とする。

附 則

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 改正後の大口町温水プールの設置、管理及び運営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に利用の許可を受けた者について適用し、同日前に利用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

大口町温水プールの設置、管理及び運営に関する条例の一部改正新旧対照表

| 新                                                   |                                       |                     |
|-----------------------------------------------------|---------------------------------------|---------------------|
| 別表（第 12 条関係）                                        |                                       |                     |
| 大口町温水プール利用料金                                        |                                       |                     |
| 区分                                                  | 単位                                    | 金額                  |
| 温水プール個人<br>利用料                                      | 大人 1 回券                               | 300 円               |
|                                                     | 小・中学生 1 回券                            | 100 円               |
|                                                     | 幼児                                    | 無料                  |
|                                                     | 大人 回数券（11 回）                          | 3,000 円             |
|                                                     | 小・中学生 回数券（11 回）                       | 1,000 円             |
| 温水プール専用<br>料                                        | 大人 1 時間 1 コース<br>（1 時間未満は 1 時間とする）    | 1,640 円             |
|                                                     | 中学生以下 1 時間 1 コース<br>（1 時間未満は 1 時間とする） | 820 円               |
|                                                     | ロッカー専用料                               | 1 個 1 月間<br>1,020 円 |
| 備考                                                  |                                       |                     |
| 1 回数券は、紛失しても再発行しない。                                 |                                       |                     |
| 2 温水プール専用利用者が大人と中学生以下で構成される場合の単位は、大人とする。            |                                       |                     |
| 3 ロッカーの専用開始日が月の途中となる場合の専用料の起算日は、専用開始日が属する月の 1 日とする。 |                                       |                     |

旧

別表（第 12 条関係）大口町温水プール利用料金

| <u>区分</u>      | <u>単位</u>                                             | <u>金額</u>       |
|----------------|-------------------------------------------------------|-----------------|
| 温水プール個人<br>利用料 | 大人 <u>1 回券</u>                                        | <u>3 0 0 円</u>  |
|                | 小・中学生 <u>1 回券</u>                                     | <u>1 0 0</u>    |
|                | 幼児                                                    | 無料              |
|                | 大人 <u>1 1 回数券</u>                                     | <u>3, 0 0 0</u> |
|                | 小・中学生 <u>1 1 回数券</u>                                  | <u>1, 0 0 0</u> |
| 温水プール専用<br>料   | 大人 <u>1 時間 1 コース</u><br><u>( 1 時間未満は 1 時間とする )</u>    | <u>1, 6 0 0</u> |
|                | 中学生以下 <u>1 時間 1 コース</u><br><u>( 1 時間未満は 1 時間とする )</u> | <u>8 0 0</u>    |
|                |                                                       |                 |
| ロッカー専用料        | <u>1 個 1 月間</u>                                       | <u>1, 0 0 0</u> |

備考

- 1 回数券は、紛失しても再発行しない。
- 2 温水プール専用利用者が大人と中学生以下で構成される場合の単位は、大人とする。
- 3 ロッカーの専用開始日が月の途中となる場合の専用料の起算日は、専用開始日が属する月の 1 日とする。

## 改 正 要 旨

### 1 改正の目的

消費税及び地方消費税の税率の引き上げに対応するため、大口町温水プールの利用料金について改正をするものです。

### 2 改正の概要

消費税及び地方消費税の課税対象となる大口町温水プールの利用料金について、現行の額を100分の105で除して得た額（1円未満の端数金額は切り捨てます。）を課税計算の基礎となる基準額として消費税額及び地方消費税額を計算します。

今回の改正においては、その基準額に100分の108を乗じて得た額を利用料金として定めます。ただし、10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた額とします。

### 3 施行期日

平成26年4月1日から施行します。